

川内村公共施設等総合管理計画

平成 30 年 3 月

福島県川内村

目 次

第 1 章 【計画策定の趣旨】

1. 背景と目的	2
2. 位置付け	3
3. 対象範囲	3

第 2 章 【当村の現状】

1. 人口の推移	4
2. 将来人口	7
3. 財政状況	8
4. 今後の財政状況考察	10

第 3 章 【施設の現状と課題】

1. 公共建築物の現状と課題	11
2. インフラ資産の現状と課題	15

第 4 章 【基本方針と取組み】

1. 計画期間	19
2. 基本方針	19
3. 取組み方	19
4. その他	21
5. 実行体制の整備	22
6. フォローアップ方針	22

第 1 章 【計画策定の趣旨】

1. 背景と目的

本村では、昭和 45 年に建設された「役場本庁舎」を始め、「コミュニティセンター」「小中学校」「集会所」などの公共建築物や「道路」「橋りょう」「公園」などのインフラ資産といった公共施設を整備管理してきました。また、平成に入り、小学校の新設、観光施設等も併せて整備を行い、更には東日本大震災後「村民プール」「野菜工場」「災害公営住宅」等を建設しており、多くの公共施設を抱えています。

このような状況において、全国的に人口減少や少子高齢化が進行する中で、社会構造が大きく変化しており、公共サービスを抜本的に見直しする必要が検討されます。本村においても例外ではなく過疎と同様に検討課題となっています。

上記の施設においても近い将来、一斉に多くが改修・更新・建替えの時期を迎えることとなり、多額の維持更新費用が必要となると予想されます。

一方、財政面を見てみると、過疎地である特有の人口減少等による村税収入の減、普通交付税や地方債の厳しい義務的経費の扶助費等や社会保障に要する経費の増加、公債費や人件費も依然として高い水準で推移している中、一般財源の確保は厳しい状況にあり公共施設の維持管理及び更新費用をいかにして適正に抑えるかが、喫緊の課題となっています。

このような課題を解決するため、公共施設全体を効率的に活用し公共サービスの水準を維持し健全で持続可能な経営が求められています。

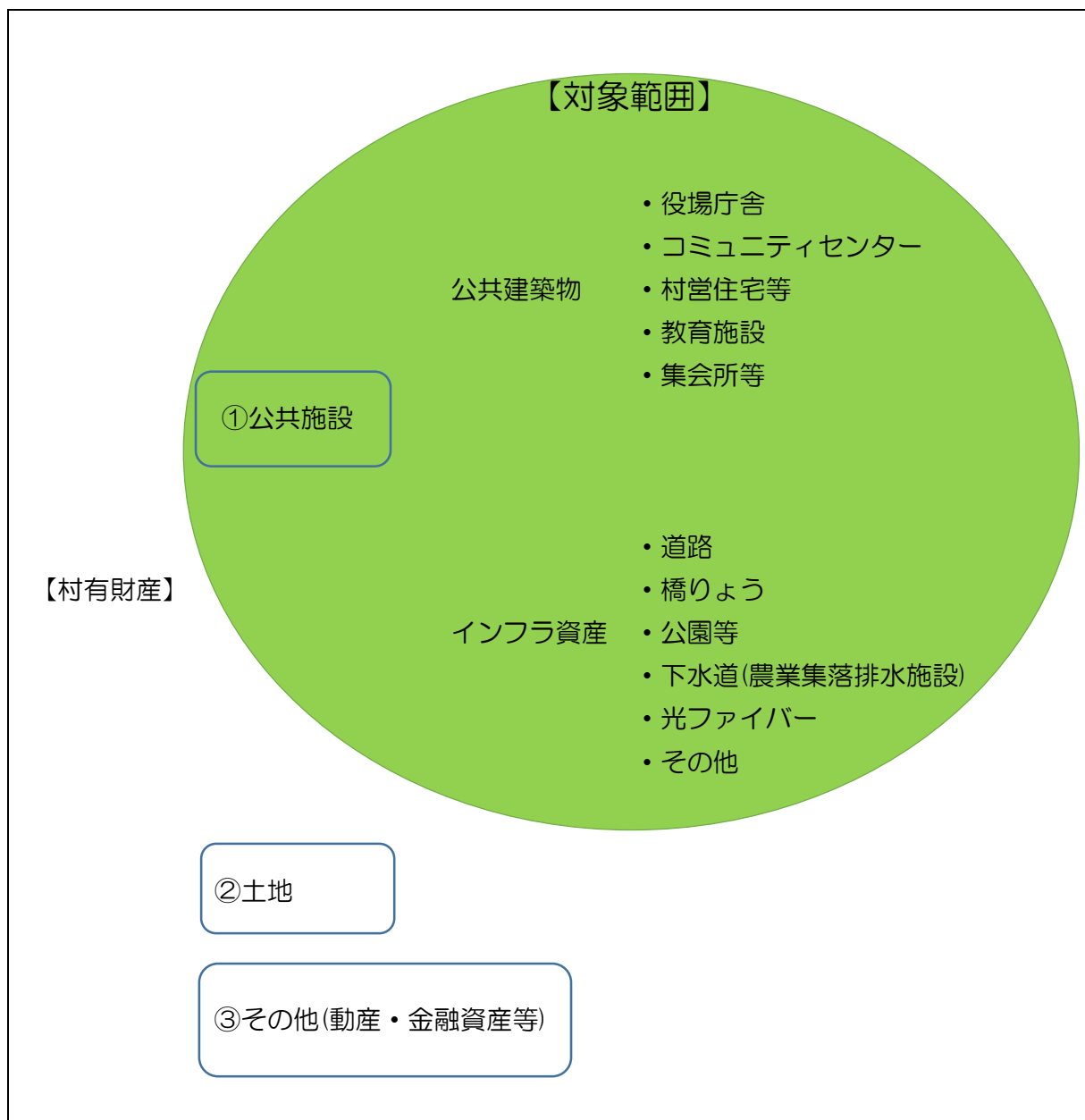
このため、当村では、計画的かつ効率的に公共施設の整備や維持管理を行い、公共施設の集約や統廃合、更には旧施設の再利用を図るための転用等を進め、将来における負担軽減を図るとともに健全経営を行う指針として「川内村公共施設等総合管理計画」を策定しました。

2. 位置付け

基本方針は、「第5次川内村総合計画」「川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略」および各種主要計画を含めた関連計画と整合を図り、適宜見直しを行いながら各政策・施策分野の主に公共施設等の取組みに関して組織的な方針を示すものです。

3. 対象範囲

当村の所有財産のうち、固定資産台帳(平成28年度策定分)や各種台帳に記載されている施設等を対象とします。

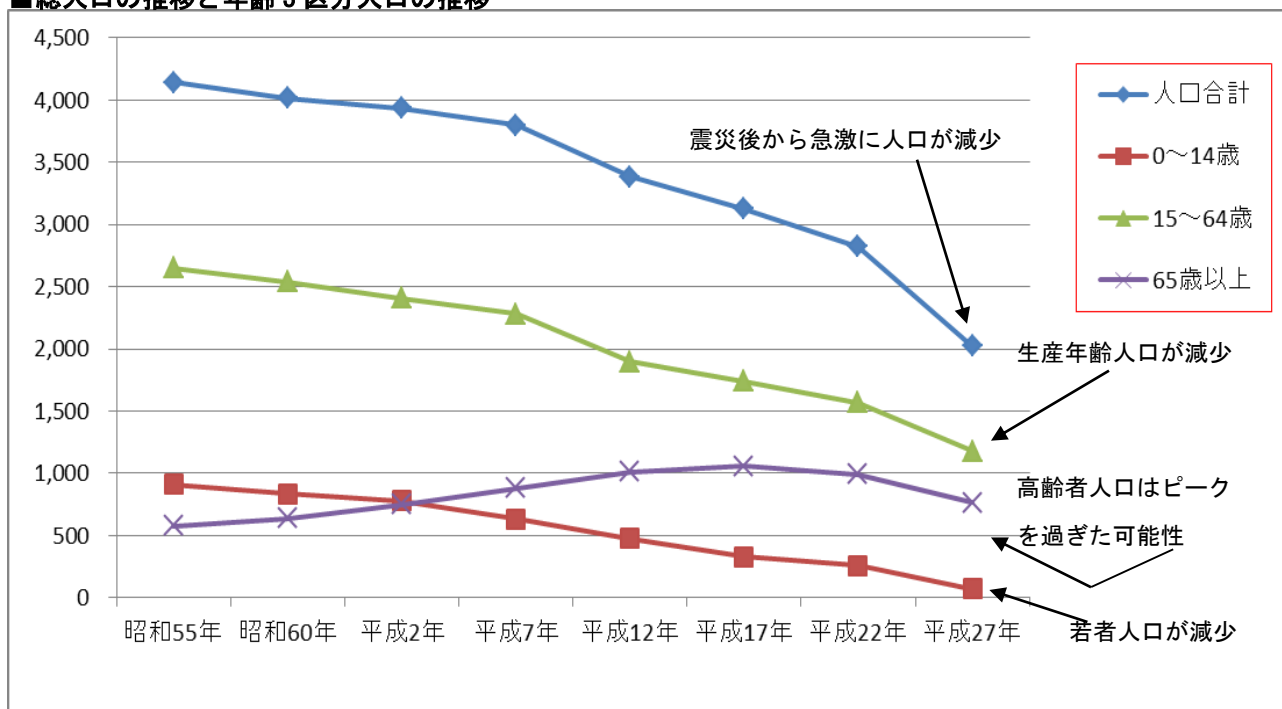


第2章 【当村の現状】

1.人口の推移

川内村は昭和30年代中頃より人口流出が始まっており、高齢化による自然減も相まって平成23年頃には既に3,000人を割っていました。日本全体でも人口減少と高齢化が進む中で、平成23年3月11日に起きた東日本大震災と原子力発電所事故の影響により、平成27年には総人口が2,021人と急激に減少しています。特に0～14歳までの若者人口、15～64歳までの生産年齢人口の減少が著しくなっていることがわかります。

■総人口の推移と年齢3区分人口の推移



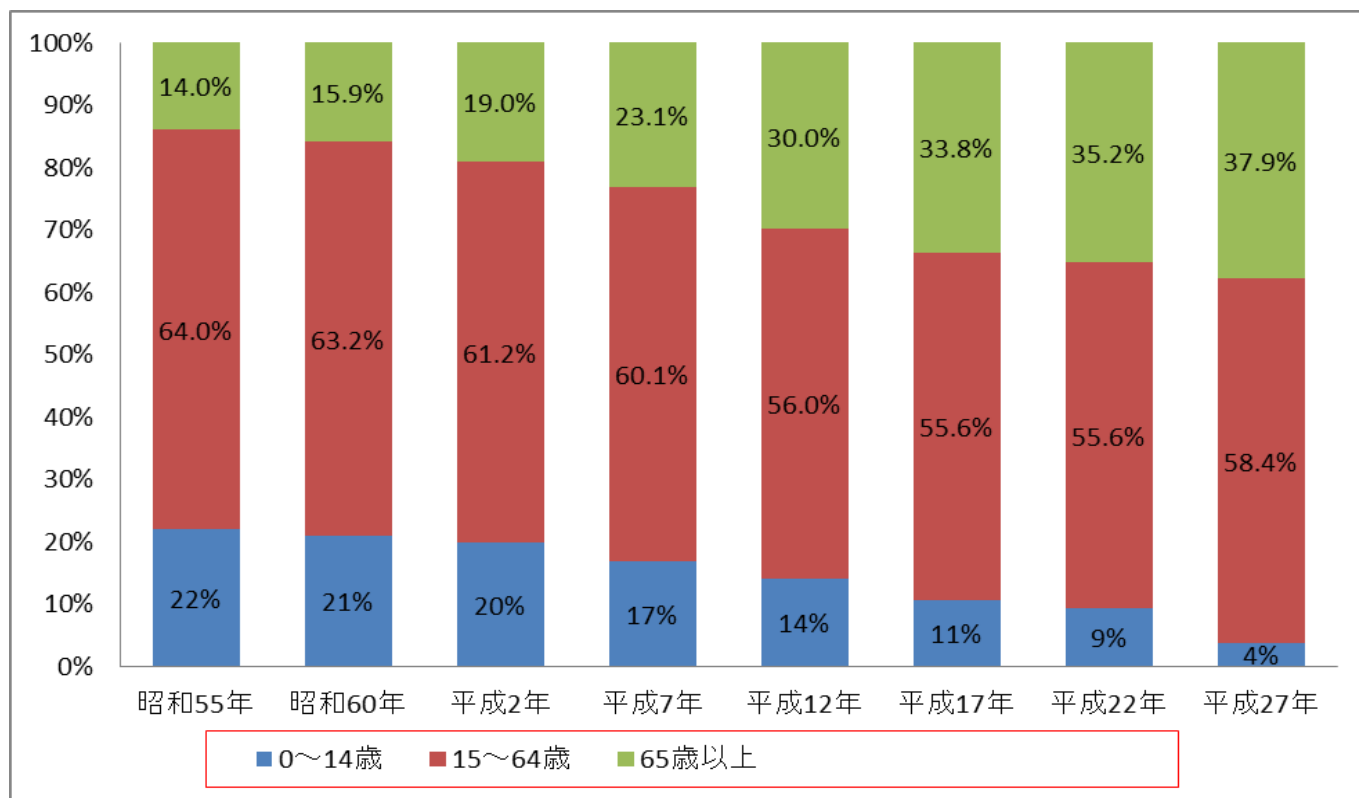
資料：国勢調査

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口合計	4,142	4,014	3,933	3,797	3,384	3,125	2,820	2,021
0～14歳	910	837	778	635	475	331	260	74
15～64歳	2,652	2,537	2,407	2,283	1,895	1,738	1,567	1,181
65歳以上	580	640	748	879	1,014	1,056	993	766

資料：国勢調査

年齢3区分別人口の割合をみると、高齢者の増加が顕著であることがわかります。65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)が40%に迫っており、総人口の減少と高齢者割合の増加が見られます。

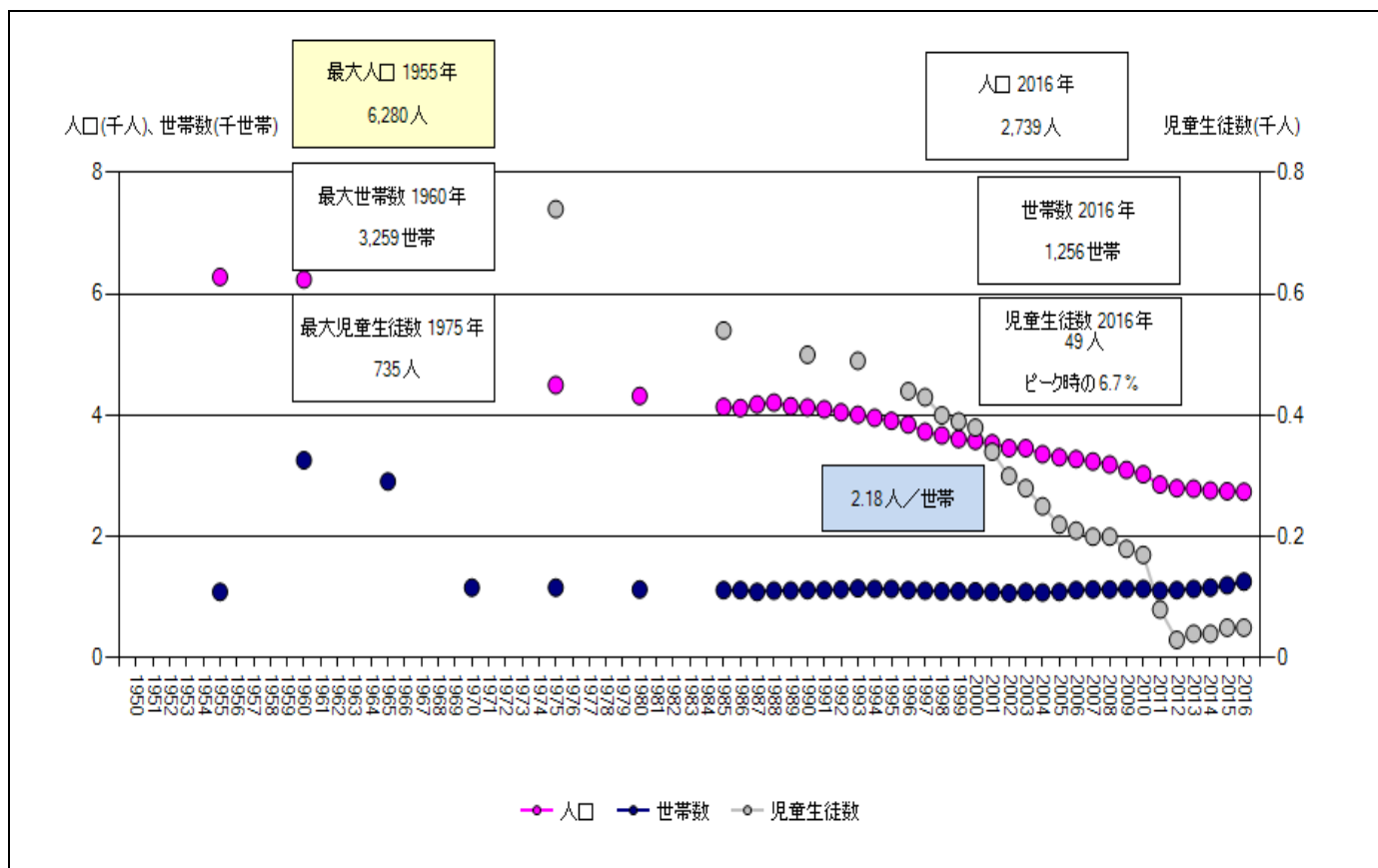
年齢3区分別人口の割合推移



資料：国勢調査

世帯数及び児童数

本村における世帯数は、1960年には3,259世帯ありほぼピーク状態であったことがわかります。現在は1970年頃よりほぼ横ばい状態にあり、約1200世帯前後で推移しています。また、児童数においても1975年には735人でしたが、過疎地域特有の人口減少に加えて、震災による影響も大きく避難や転出で2016年にはピーク時の6.7%の49人と大幅な減少となっています。



※グラフは総務省提供ソフト 公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成
 数値は住民基本台帳数を使用

2.将来人口

人口の推移の記述とおり、昭和30年代中頃より本村の人口流出は始まっており、村独自の将来推計によると、平成47年(2035年)の村の人口は920人まで減少することが予測されています。

今後、地方創生戦略や総合計画に基づく各種施策の推進により、転入者の増加、転出者の抑制による人口流出の改善を図り、平成47年(2035年)時点で村の総人口が約2,800人まで回復させることを目指していきます。

そのためには、各施策の実施による効果が、以下のような数値に改善していくことが前提条件となります。

・社会動態(転入者数増加)

転入超過による社会減の改善を目指し、これからの村の担い手層を中心に転出抑制及び転入促進政策を積極的に進めることとし、人口減のピークが予想される平成32年から平成47年までの間に年間約100人から約150人、15年間で約2,000人まで転入者が増えることを見込みました。

・自然動態(出生者数増加)

出生数の減少と死亡数増加による自然減の進行を抑制するため、出生・子育て層に対する積極的な支援策により出産適齢期世帯や若いひとり親世帯等と呼び込むことを前提に、合計特殊出生率を2015年の1.44から定常状態となる2.10まで徐々に改善するものとしました。

川内村の将来人口推計

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年		平成37年		平成42年		平成47年	
人口合計	3,384	3,125	2,820	2,021	1,784	1,430	2,040	1,250	2,388	1,080	2,817	920
0~14歳	475	331	260	74	123	75	187	76	263	76	329	57
15~64歳	1,895	1,738	1,567	1,181	805	590	916	452	1,088	342	1,344	285
65歳以上	1,014	1,056	993	766	856	765	937	721	1,037	662	1,144	579

※国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計方法を参照

	の数字は現住人口実数
	の数字は将来の人口動態を想定し、現状趨勢ケースでの人口推計
	の数字は川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策効果を想定した人口推計

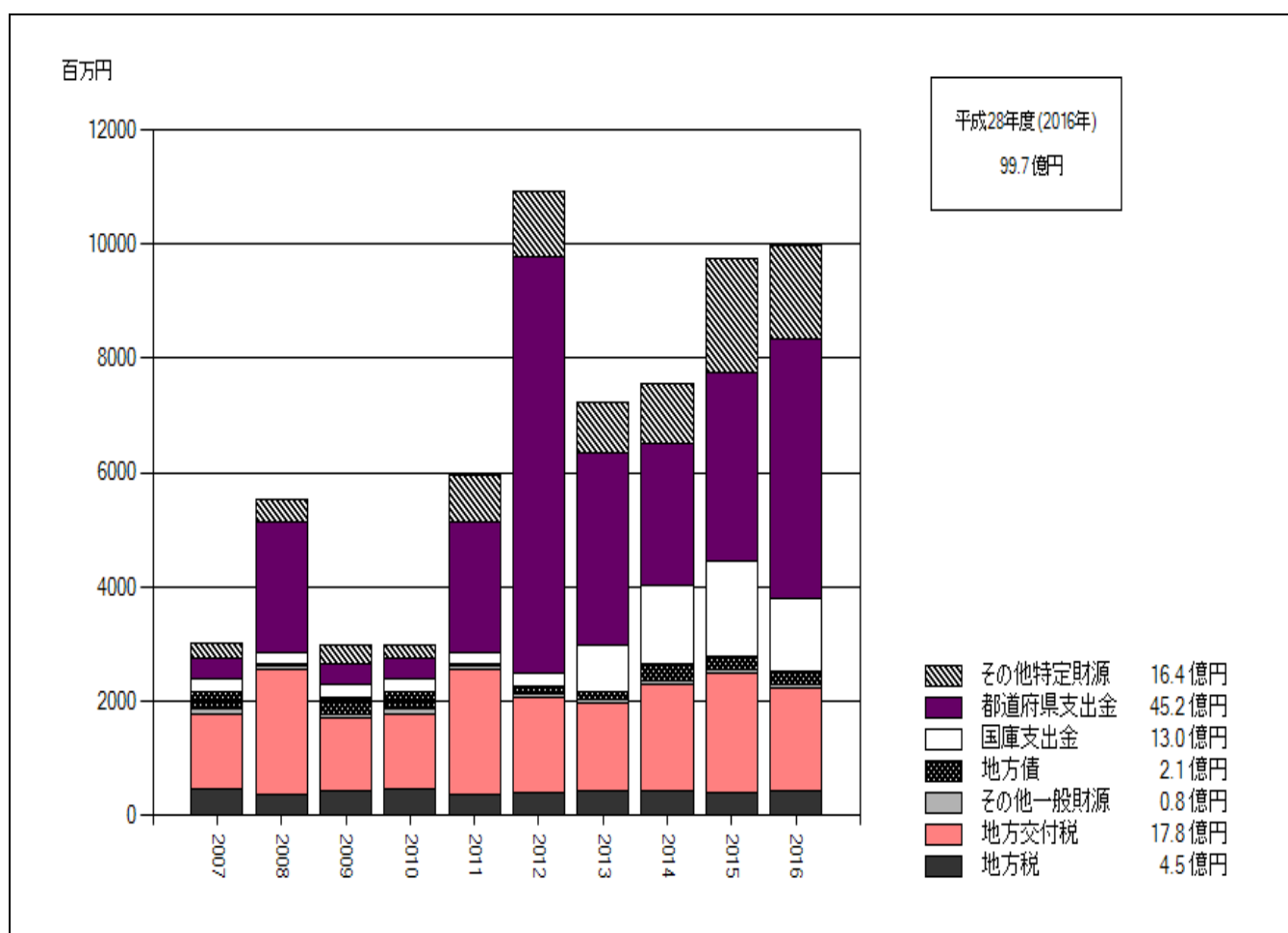
※「1.人口の推移」及び「将来人口」は村総合計画より抜粋

3.財政状況

(1) 歳入

平成 28 年度における歳入総額は 99.7 億円となっており、震災以降、人件費や扶助費における義務的経費の増加に伴い、依然として高い傾向を示しています。しかしながら村内の復旧復興が進み平成 32 年度で国の復興期間が終了を予定していることに伴い、復興対象の補助金や震災復興特別交付税の減額が予測され、歳入規模は震災前と同様に縮小に向かうものと推測されます。

【歳入決算額の推移】(普通会計決算)



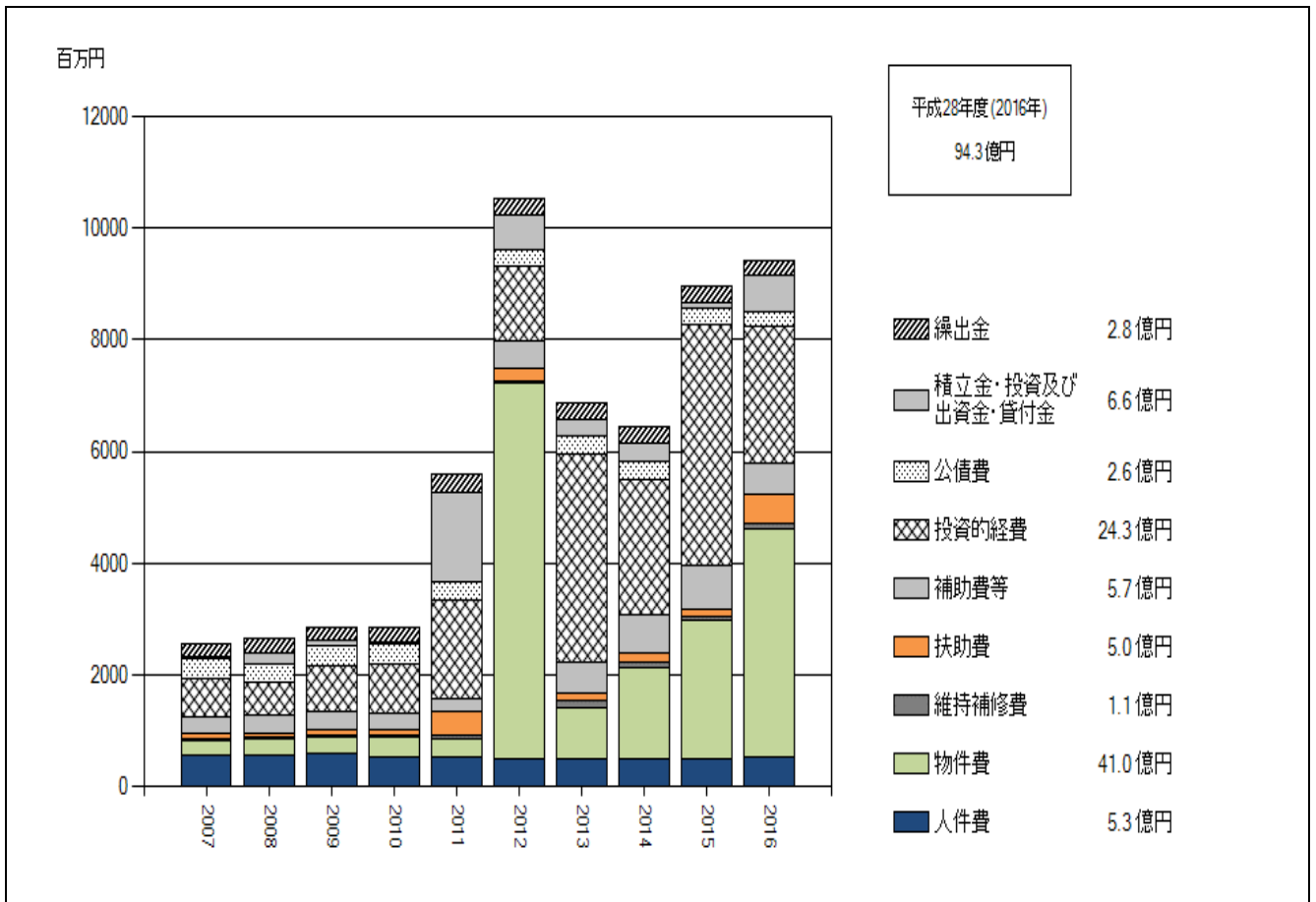
※グラフは総務省提供ソフト 公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

※グラフの「その他一般財源」「地方交付税」「地方税」は一般財源、それ以外は特定財源

(2) 歳出

平成 28 年度における歳出は 94.3 億円で、震災前の 2010 年と比較しても約 3 倍の規模となっています。人件費はほぼ横ばい状態が継続するものの、震災の影響もあり、2011 年以降は除染に伴う物件費の増加や復興関連の投資的経費が増大し歳出では一時的に 100 億円を超過する面が見られました。今後は復興期間の終了とともに歳出縮減が予想されます。

【歳出決算額の推移】（普通会計決算）



※グラフは総務省提供ソフト 公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

※人件費、扶助費、公債費は義務的経費となる

4. 今後の財政状況考察

東日本大震災以降、復興関連事業の増加に伴い大きな財政収入がありましたが、復興事業が終了するとともに歳入面も大幅な減収が予想されます。また、企業の業績で影響を受ける法人税も、復興事業の関連から大幅な増収は望めない状況にあります。更に国からの地方交付税は住民人口を基本としており、予想される住民の増加がなければ歳入増も期待はできません。このような状況下では、本村における一般財源の確保は相当厳しいものがあります。

一方、歳出面では従来どおりの投資的経費は支出されますし、復興事業が終了しても関連する附帯事業や避難者に対する扶助費等の義務的経費の支出が予想されるなど、今後も歳出面は増加が考えられます。

以上の観点から、今後、本村における財政状況はより一層厳しくなることと考えられます。

※義務的経費 地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費であり、人件費、公債費、扶助費等があげられる。

第3章 【施設の現状と課題】

1. 公共建築物の現状と課題

(1) 施設類別保有状況

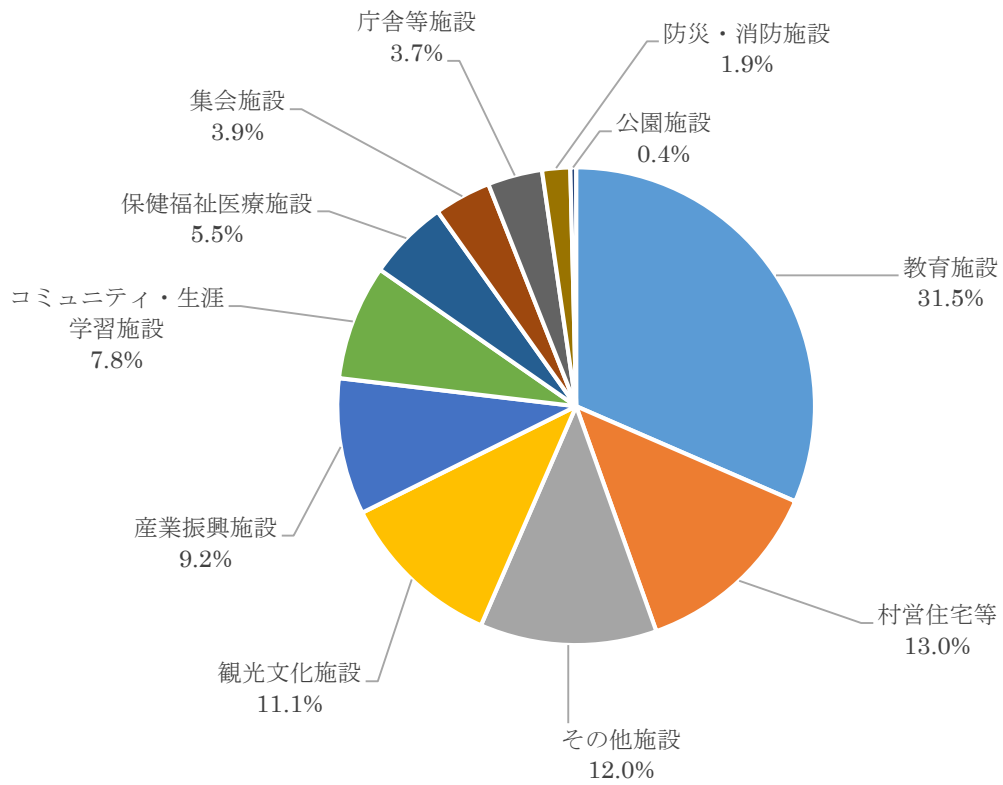
対象とする施設数は、平成29年3月末時点で61施設、総延床面積は37,862㎡であり、村民一人あたりでは14.0㎡(※)となっています。

施設類の割合としては、教育施設(31.5%)が最も多く、次に多い村営住宅(13.0%)と併せると施設全体の約45%をこの2つで占めていることがわかります。

(※) 村民一人あたり面積の算定では、平成29年3月31日の住基人口(2,707人)を使用

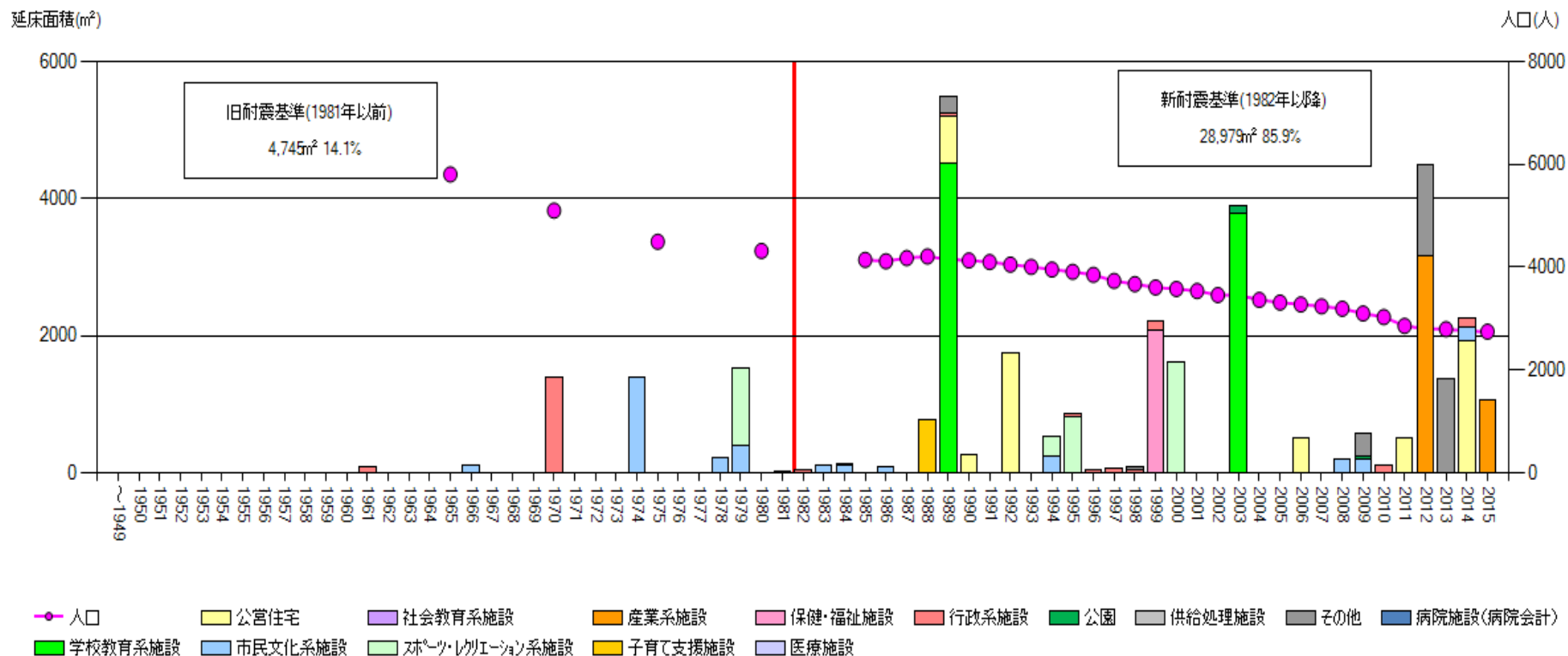
【施設類ごとの延床面積割合】

施設類	延床面積(㎡)	割合(%)
教育施設	11,932	31.5
村営住宅等	4,933	13.0
その他施設	4,532	12.0
観光文化施設	4,214	11.1
産業振興施設	3,496	9.2
コミュニティ・生涯学習施設	2,953	7.8
保健福祉医療施設	2,075	5.5
集会施設	1,456	3.9
庁舎等施設	1,402	3.7
防災・消防施設	723	1.9
公園施設(管理棟)	146	0.4
合計	37,862	100.0



- 教育施設
- 村営住宅等
- その他施設
- 観光文化施設
- 産業振興施設
- コミュニティ・生涯学習施設
- 保健福祉医療施設
- 集会施設
- 庁舎等施設
- 防災・消防施設
- 公園施設

(2) 年度別整備状況

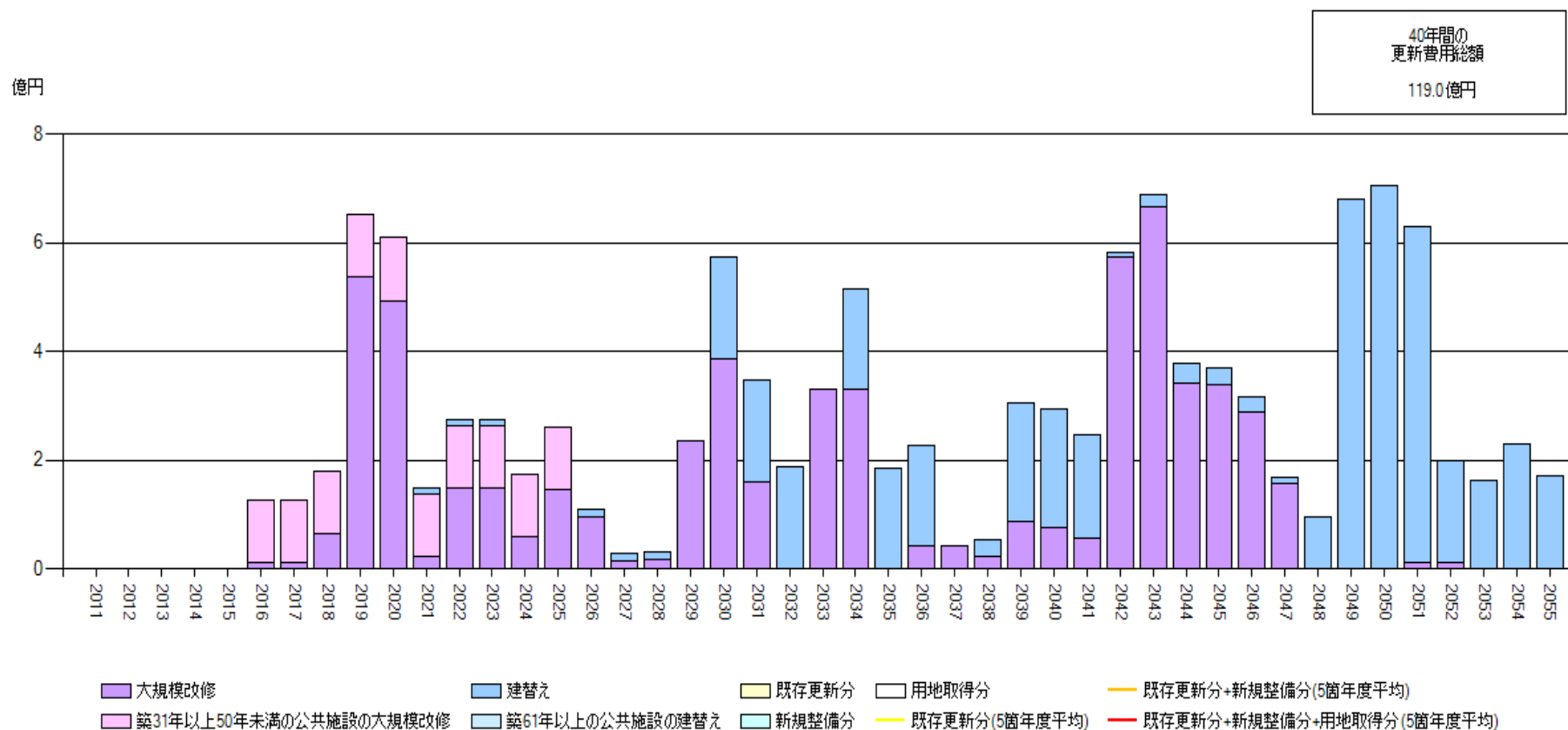


※グラフは総務省提供ソフト 公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

本村においては、平成初期にかけて昭和45年の役場庁舎建設、49年のコミュニティセンター建設、54年の村民体育センター等以外の大規模な建築はありません。平成元年以降は小・中学校、保育園の教育施設、村営住宅、保健福祉施設や各集会所を整備してきましたが大部分は建築20年から30年程度を経過しています。また、東日本大震災のあった平成23年度以降は、産業系施設や公営住宅、その他施設等、復興関係で整備された施設となっています。

(3) 課題

【今後40年間に要する維持更新費見込額】



※グラフは総務省提供ソフト 公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

前述のグラフのとおり、公共施設においては老朽化が急速に進行していきます。今後、これら施設の更新及び維持管理費が増大していくことが見込まれる中、財政状況考察でも記述したとおり、一層厳しい財政運営の中で計画的かつ効率的に対応する必要があります。

下記の条件のもと、今後、施設に必要とする維持更新費を試算すると、40年間の場合、総額で約119億円(年平均約2.97億円)が必要となります。

- 【前提条件】① 現在、村が保有する公共建築物を全て保有し続けた場合。維持更新費は、更新費及び大規模修繕費を含む。
② 建替え更新年数は60年周期、大規模修繕は30年周期とした場合。

2. インフラ資産の現状と課題

(1) インフラ資産の現状

インフラ資産は、村民の生活及び産業の基盤となる公共施設であり、村民生活や地域の経済活動を支えています。

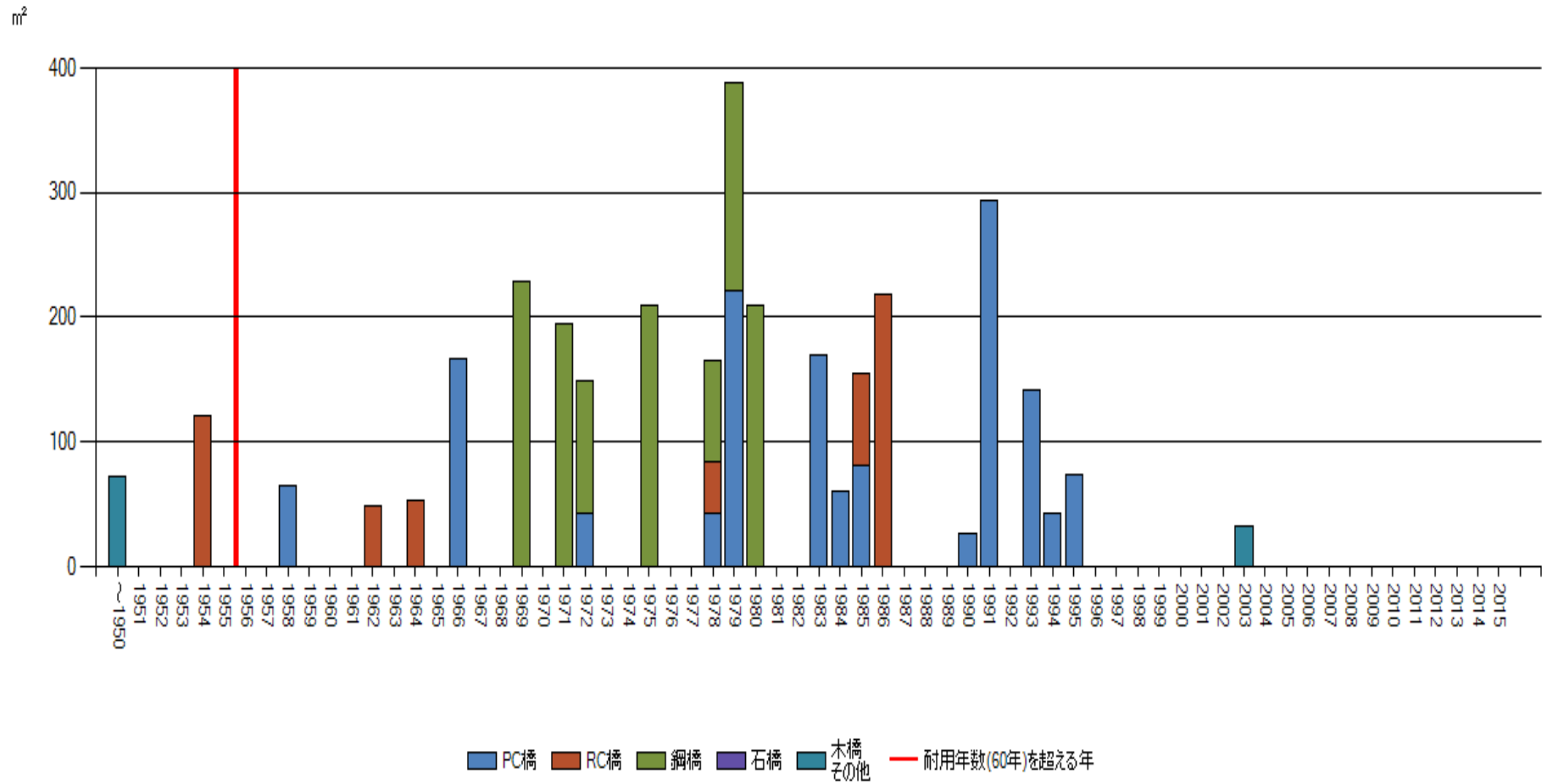
本村の主なインフラ資産の保有量は、下記のとおりです。

主なインフラ資産の保有量【平成 29 年 3 月末時点】

種 別	主な施設	施設数等
道路	道路延長	118km
	舗装(延長)	96km
	橋りょう	86 橋
農林業施設	林道	106km
	農道	14km
	農業集落排水処理施設	2 箇所
	農業集落排水処理施設 (管路延長)	15km
公園施設	村有公園	4 箇所
その他	光ファイバー	村内一円

※ 道路は建設課 道路台帳及び橋りょう台帳を参照

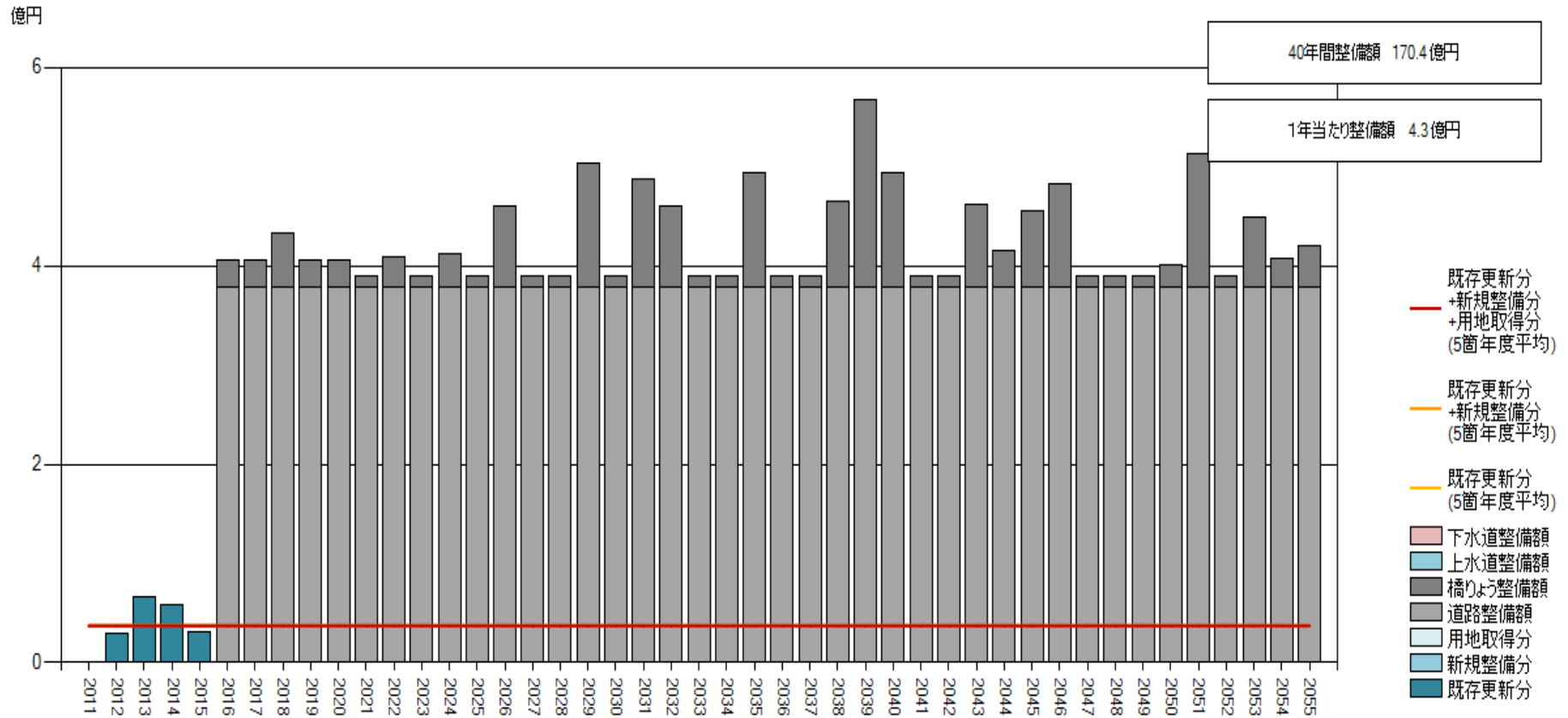
(2) 年度別整備状況
 構造別年度別整備面積 (橋りょう)



構造別年度別整備面積 (橋りょう)

※グラフは総務省提供ソフト 公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

将来の更新費用の推計（インフラ資産 *対象は道路及び橋りょうに限定）



※グラフは総務省提供ソフト 公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

(3) 課題

公共建築物と同じ様に、インフラ資産も老朽化は避けて通ることができません。特に生活に密着している道路や橋りょうなど生活基盤の根幹を支えるものについては、社会情勢やニーズを的確に判断し、中長期的視点から維持更新整備を計画的に行っていくかが課題となっています。

【参考】総務省提供ソフト 公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 の試算より

- 今後 40 年間に要する整備額（試算） 総額 170.4 億円（年平均 4.3 億円）
- 道路における 40 年間の整備額（試算） 総額 151.7 億円（年平均 3.8 億円）
- 橋りょうにおける 40 年間の整備額（試算） 総額 18.7 億円（年平均 0.5 億円）

第4章 【基本方針と取組み】

1. 計画期間

総合管理計画の推進においては、公共施設の総合的かつ計画的な管理のため、中長期的な視点が必要なことから、計画期間を30年間とします。なお、期間内であっても必要に応じ適宜見直しを検討してまいります。

2. 基本方針

村が保有、管理する財産経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な計画に基づき、長寿命化や公共施設の効率的な管理を推進することによる歳入確保を行いつつ、財政負担の軽減を図り行政サービスの向上を図ることを基本とし、下記の3点に主眼を置きます。

①総資産量の適正化

②長寿命化の推進

③効率的な管理運営と安全確保

3. 取組み方

【総量資産の適正化】

公共施設を管理するうえでは、その適正な施設保有量が必要となってきます。公共建築物においては、人口減少、年々厳しくなる財政状況、村民ニーズ等の費用対効果を踏まえ、施設の維持・集約を図るとし、インフラ資産については、道路、橋梁、公園等の種別ごとに特性を検討し長中期的な視点に基づきながら、展開する事業において必要総量の設定を行い適正化を図ってまいります。

【長寿命化の推進】

国では、インフラの急速な老朽化に対応するため、平成 25 年 11 月にインフラ長寿命化基本計画が決定されており、この計画でインフラの維持管理・更新等を着実に推進することとされています。

本村においてもインフラ及び公共施設における長寿命化を進めるため、施設の損傷をいち早く判断し軽微な段階において修繕を行い、施設の予防も兼ねながら適切な状態に維持していくことで中長期にわたる安心・安全なサービスを提供し、財政負担の軽減に努めます。

【効率的な管理運営と安全確保】

公共施設の管理運営については、大規模改修、除却(解体撤去)、新設建替等の他、維持管理費に係る光熱費等の多額の費用が発生します。この為、年々継続的に必要となる運営費用の効率化を図らなければなりません。特にインフラ資産の削減は行政サービスを停滞させる可能性があるため慎重に検討する必要があります。公共施設は行政サービスを低下させることなく有効に活用することができるよう用途変更や集約、複合化を進める一方で維持管理経費(ランニングコスト)やライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、東日本大震災の経験から施設の安全確保も最優先されるべき事項となっています。老朽化や安全等が確保できない施設については原則として除却を検討し、改修等が伴う場合には耐震診断及び耐震化を必要に応じ実施してまいります。

4. その他

- 保有する施設は、現状の行政サービスを維持する観点から現況面で更新します。ただし、震災以降、将来に向けて人口増加を目標に村づくりを進めている観点から、必要な施設の建設は今後も予想されるため、縮減目標数値は設定しません。
- 建設から長期間経過し、将来に向けて利活用が見込まれない場合には、積極的に除却、売却や貸付を進めます。
- 農業集落排水事業におけるインフラは公営企業会計では独立採算性を原則とする会計であるため「経営戦略計画」を基本とし本総合管理計画と整合性を図ります。
- 今後、各施設の策定予定の個別計画との整合性を図ります。
- 施設の新築・増設・改修等がある場合は、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を検討してまいります。
- 民間活力の活用により、安価で質の高い公共サービスの提供が期待できる施設については、必要に応じPPP/PFI(*)の導入活用を検討してまいります。

(*)PPP 「パブリック・プライベート・パートナーシップ」の略称。
官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。

(*)PFI 「プライベート・ファイナンス・パートナーシップ」の略称。
公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る事業手法。

5. 実行体制の整備

(1) 推進体制

本計画に当たっては、管理所管課において総資産量を把握し、組織横断的な調整機能をもって、必要に応じ整備方針の改正や見直しを行うものとします。

(2) 個別施設計画の策定

施設別に必要に応じて、国・県の技術的助言等による個別施設計画を策定するとともに、本計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行い、それぞれの施設の特性に応じた計画的な維持管理等を図ることとします。

(3) 財政部局との連携

長期的な視点から策定した施設保全、長寿命化計画も財政措置があってはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的に実施していくためには、財政担当との連携が必要不可欠であり、将来の財政状況を考慮しながら、実施を図るとともに財政計画のローリングに反映させます。

(4) 村民との協働

公共施設における行政サービスの有効性を始め、維持管理費用や利活用状況に関する情報の村民への提供を推進し、村全体で認識の共有化を図るとともに協働の推進に向けた環境整備を行います。

(5) 職員の意識改革

全庁的に推進していくには、職員一人ひとりが施設やインフラの現状を理解するとともに、村民ニーズの変化に対応できるような村民サービスの向上のため、自らが創意工夫を実践していくことが重要なことから、職員の意識の向上に努めていきます。

6. フォローアップ方針

本計画の内容は、今後の財政状況や環境変化に応じて適宜見直しを行います。また、総合計画や主要事業計画等の関連計画との整合性も必要なことから、公共施設等の適正配置の検討に当たっては、議会や村民に対して情報提供を行うことで、村全体での公共施設等に対する認識を共有します。

福島県川内村 総務課 財務係

〒979-1201

福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24

TEL 0240-38-2111

FAX 0240-38-2116

E-mail zaimu@vill.kawauchi.lg.jp